

# 障害者ピアサポート研修に係る加算及び報酬体系等について

令和4年12月 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課説明資料

【令和4年度障害者ピアサポート研修に係る指導者養成研修資料参照、一部改変】

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定要件を設けた受けで加算により評価する。

## ピアサポート体制加算（新設）

### ○対象サービス

自立生活援助,計画相談支援,障害児相談支援,地域移行支援,地域定着支援

### ○報酬単価 100単位/月（体制加算）

### ○算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）

①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

②管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を終了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たす。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1)の者を配置していることを公表していること。

※上記のほか、就労継続支援B型について「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価（ピアサポート実施加算（新設）100単位/月）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (R3.3.30最終改正)

## 自立生活援助(2)\*,計画相談支援(204),障害児相談支援(182),地域移行支援(39),地域定着支援(39)

\*( )内はR3.4月時点の沖縄県内の事業所数

### ピアサポート体制加算の取扱いについて

#### 第二の3の(7)

##### ④ ピアサポート体制加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従事者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）

であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

なお、上記の常勤換算方法等の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

\*第二の3の(7)は、「自立生活援助サービス費」

## (一) 算定に当たっての留意事項

### ア 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修をいう。

なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

## イ 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。

### (ア) 身体障害者

身体障害者手帳

### (イ) 知的障害者

①療育手帳

②療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

### (ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

①精神障害者保健福祉手帳

②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたこと

③精神障害を事由とする特別障害者給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

### (エ) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知など

### (オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法

## (二) 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。

また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ、丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

## 人員の配置について

Q:研修を受けた障害者か管理者かが複数名いたとして、それぞれ常勤換算で0.5人以上配置すれば、もう片方の人員は配置しなくても加算は算定できるか？（例：管理者2名で0.5人配置し、障害者は配置しない）

A:算定できない。

それぞれの人員を配置する必要があり、片方のみでいいということはない。なお、経過措置期間中であれば、障害者の方を常勤換算で0.5人以上配置していれば算定可能である。

## 人員の配置について

Q:常勤換算方法0.5以上配置する従業者は、雇用契約を結んでいる者でなければならないのか。ボランティアでも可能か。

A:雇用されている者に限る。

## 就労継続支援B型（334）

### ピアサポート実施加算の取扱いについて

#### 第二の3の(5)

#### ⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの（ア）の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

ア 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

（ア）障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑪において「障害者等」という。）

（イ）当該就労継続支援B型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## (二) 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修をいう。なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

イ (一) のイの (イ) の者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等を持って認めて差し支えない。

\*「(三) 障害者等の確認方法」は、ピアサポート体制加算と同様

## (四) 配置する従業者の職種等

ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加するものも含まれる。

イ (一) のイの (イ) に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。

ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。

## (五) ピアサポーターとしての支援について

ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動に共に従事し、必要な助言等を行った場合等において加算を算定すること。

## (六) 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県から求めがあった場合には、提出しなければならない。

## 就労継続支援A型(119)

### （４）支援力向上のための取組

カ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合  
当該就労継続支援A型事業所と雇用関係にある職員として次の（ア）及び（イ）に該当するピアサポーターを配置している場合に、2点とする。

#### （ア）ピアサポーターの要件

法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていること。なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した者を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

#### （イ）ピアサポーターの職種、配置状況

ピアサポーターの職種はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること。